

議事日程(第1号)

令和3年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 6 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について
日程第 8 議案第68号 財産の取得について
日程第 9 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
日程第10 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第11 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第13 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第65号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 6 議案第66号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第67号 財産の無償譲渡及び貸付について
日程第 8 議案第68号 財産の取得について
日程第 9 議案第69号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
日程第10 議案第70号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第11 議案第71号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第72号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第13 議案第73号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	8番	世利孝志
9番	三角栄重	10番	猪谷繁幸
11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員（1名）

7番	児玉求
----	-----

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聡志
社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今年最後の定例会となりましたので、議員の皆様の慎重審査よろしくお願ひいたします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があつており、許可したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ただいまから、令和3年第4回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、児玉求君より本定例会の会期中の会議及び各委員会等について欠席の届けがあつておりますので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和3年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

11月29日午前10時より議会運営委員会を開催し、第4回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は9件で、ほかに町長諸報告5件、閉会中の議会組合報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会4件、予算審査特別委員会1件でございます。

会期は、本日12月7日から15日までの9日間で、8日午前10時から予算審査特別委員会、終了後、文教厚生委員会、10日午前9時から中本会議及び一般質問、終了後、全員協議会、13日午前10時から常任委員会、15日午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

なお、8日の文教厚生委員会は、議案第68号の付託によるもので、取り急ぎの案件のため10日の中本会議で採決し、可決となれば町長からの追加議案の提出を受け、日程の追加を予定しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長、ちょっと訂正、あの町長の諸報告は4件でございます。よかったですか、4件で、町長諸報告4件になっています。ちょっと訂正してください。

○議会運営委員長（三上 政義） 申し訳ございませんでした。先ほど、町長諸報告、私5件と申しましたけども、4件でございますので、訂正のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもって、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月15日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月15日までの9日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会を招集いたしましたところ1名の病欠の議員さんいらっしゃるということでございますけども、無事開催できること、この場を借りて御礼を申し上げます。

町長諸報告に入る前に、臨時議会の際に議長からも申されましたけども、須恵町のJLPGA選手、三ヶ島かな選手が50名——2年間を通した長丁場の最終のトッププロ50名の中で優勝された。これは、今までの歴史の中で、最終戦で初優勝というのは6名しかいらっしゃらないと。福岡県では初めての優勝者ということで、顕彰に値するという事で縦断幕の用意をさせていただきましたし、できれば2月の広報で表紙を飾りたいなと思って、今、準備をしておりますので、広く彼女の活躍をこれからも支えてまいりたいと思います。

それでは、町長諸報告のほうに入らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の今後について

まず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業の今後についてでございますけども、須恵町は1回目、2回目の接種完了を11月末として、集団及び個別接種を実施してまいりました。その結果、12歳以上の接種対象者の接種率は、1回目の接種率は約83%、2回目の接種を終えられた方は約80%となり、希望する方への接種をおおむね完了とし、集団接種は11月末をもって一旦終了いたしました。

まだ、1回目、2回目の接種が完了していない方や、12歳の誕生日を迎え新たに接種の対象となった方に対しましては、継続して個別接種にて接種機会の提供をしてまいります。

さて、12月から始まった追加接種、第3回接種につきましては、2回目の接種完了した全て

の方を対象としております。18歳以上の方に対する追加接種としてファイザー社ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、まずは18歳以上の方に対し接種を開始し、接種間隔は2回目接種完了から原則8か月以上として、1回接種を行い、期間は令和4年9月30日までとしております。

しかしながら、本日の新聞報道でもありましたように、政府の決定は流動的でありまして、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

ワクチンの接種は、当面は薬事承認されておりますファイザー社ワクチンを使用いたしますけれども、国が示す須恵町へのワクチン納入予定では、ファイザー社及びモデルナ社が予定されており、複数接種のワクチンを取り扱うことが想定されます。よって、接種会場では、ワクチンを混同することがないように工夫をする等十分注意し、間違い接種が起きないように安全なワクチン接種を進めてまいります。

本町の追加接種予定は、来年1月中旬頃から町内医療機関にて医療従事者の方に対して接種を開始し、一般の方は、2回目接種完了が早い方で6月末ごろのため、来年3月上旬から集団接種の再開を検討しております。個別接種においては、須恵町医師会と協議しながら開始時期を決めてまいりたいと考えております。

接種券の発送は、2回目接種完了後8か月を迎える頃に、町から対象者の方に順次発送いたします。

また、国が検討しております5歳以上11歳以下の小児への接種対象拡大につきましては、2回接種することを前提に実施体制及び接種実施医療機関等の確保が求められるため、接種可能となった場合に対応していきたいと考えております。

追加接種及び小児に対する接種に関しましては、まだ未確定な部分もありますが、国の方針に柔軟に対応しながら、町民の方が安全に接種できるよう接種体制の構築に努めてまいります。

県道筑紫野・古賀線須恵中央交差点改良工事について

次に、県道筑紫野・古賀線改良事業について、御報告させていただきます。

県道筑紫野・古賀線の道路改良事業の現在の状況は、宇美町境の新原工業団地入口から須恵中央交差点までの区間において、道路拡幅に必要な用地買収が着々と進められております。また、須恵中央交差点から甲植木の平原交差点までの区間につきましては、道路詳細設計並びに用地測量が令和4年度に完成する予定でございます。

そのような中で、県道拡幅に伴う須恵中央交差点につきましては、交差点改良工事に必要な用地のうち主要な部分の用地が令和2年度に取得が完了したため、町としましては、須恵中央交差点の改良工事を県の道路拡幅計画の順序を前倒しして喫緊に工事着手できないものかと、今年の8月に県土整備部へ緊急整備要望を行っております。

皆さんも御存じのとおり、須恵中央駅前には慢性的な交通渋滞によって、救急車等、緊急車両の走行への支障や地域住民の生活環境の悪化、さらに利用者の円滑な交通の阻害など、利用者に対し大変御不便をおかけしております。このような現状課題を県庁職員並びに吉松前県議会議長を初め、自民党県議団の皆様にご理解をいただき、令和3年11月から道路拡幅部分について工事着手のためのボーリング調査を実施中であります。

なお、須恵中央交差点改良工事につきましては、令和4年1月に着手していただくことになりました。ボーリング調査後は、地盤改良工事、擁壁設置工事、そして舗装工事へと進み、信号機や道路照明灯が新設置され、令和5年度——令和6年の3月25日のことですが——完了を目指してお願いしております。

須恵中央交差点改良工事が完了しますと、筑紫野・古賀線には、右折レーン、直進レーン、左折レーンの3車線が双方に、須恵中央駅から役場方面に向かっている県道志免・須恵線も右折レーン、直進レーン、左折レーンの3車線が整備されます。

町といたしましては、念願の慢性渋滞の緩和対策でございます。引き続き、県の円滑な事業促進ができるよう全面的な協力体制を確立し、対処する所存でございます。

なお、引き続き、宇美町側からも必要な用地取得が完了次第、工事発注予定であります。

いよいよ本格的な拡幅工事が進んでまいりますので、町民皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について

次に、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進についてでございます。

今年の9月1日に国はデジタル庁を発足し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年ですくり上げることを目指しております。

政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、自治体においては自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

今後、自治体として須恵町として取り組まなければならない課題といたしましては、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進——RPAとは人間がコンピューター上で行っている定型作業をロボットで自動化することです。テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底などがございます。

須恵町におきましては、まずは、情報収集や課題解決に向けた推進体制の構築を行い、このデジタル化の波に乗り遅れることなく行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

職員の給与改定等に関する取扱いについて

最後に、職員の給与改定等に関する取扱いについてでございます。

政府は、一般職の国家公務員の給与について、令和3年8月10日に期末手当の改定に関する人事院勧告が行われ、人事院勧告どおりに期末手当の支給月数を引き下げることを内容とする公務員の給与改定方針を決定いたしました。

しかしながら、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮し、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとされ、地方公務員の令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請されております。通常であれば、令和3年12月の期末手当から引き下げるということになるわけでございますけれども、須恵町におきましても国からの要請に従い、令和4年6月の期末手当からの減額することで調整を行う方針でございます。

国からの通知時期が未定ではありますが、関連の条例改正につきましては、今のところ令和4年3月議会に上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、4件でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和3年11月26日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第1回臨時会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、選挙案第1号、議長の選挙については、指名推選により、宇美町の白水英至氏が当選しました。

日程第6、選挙案第2号、副議長の選挙については、福岡市の森壮太郎氏が当選しました。

日程第8、議案第5号、監査委員の選任については、私、須恵町の川口が全員賛成で選任され

ました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第5. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。

それでは、議案第65号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日から施行されたことに伴い当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

内容につきましては、6本の条例につきまして、押印をするよう定めている文言を削るものです。その他字句の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第66号須恵町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町消防団条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、消防団員の報酬等の基準の策定等に基づき、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

内容につきましては、報酬を年額報酬と出動報酬の2種類とし、年額報酬額は団員については年額3万6,500円を標準とし、団員より上位階級については、標準額と均衡の取れた額となるよう定めるものです。出動報酬額は、災害に関する出動については一日当たり8,000円とし、災害以外については標準額と均衡の取れた額となるよう定めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第67号財産の無償譲渡及び貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） おはようございます。

議案第67号財産の無償譲渡及び貸付けについてでございます。

財産を無償譲渡し貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により本

議会の議決を求めるものです。

無償譲渡する財産、アザレア幼稚園並びにれいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園の備品一式。

無償譲渡する日、令和4年4月1日。

貸付けする財産、アザレア幼稚園は、土地が福岡県糟屋郡須恵町大字旅石72番地521、地目、雑種地、面積、4,792平方メートル。

建物の所在は、土地と同様です。

構造、鉄筋コンクリート造2階建て。面積、2,989.81平方メートル。

れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園は、土地が、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石523番地、地目、学校用地、面積、6,602平方メートル。

建物の所在は、土地と同様です。

構造、木造平屋建ての園舎及び木造2階建て倉庫。面積、2,100.99平方メートル。

貸付けの期間、令和4年4月1日から令和34年3月31日までの30年間です。

貸付けの価格、アザレア幼稚園は、土地無償、建物が月額50万円。れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園は、土地無償、建物が月額30万円。

無償譲渡及び貸付けの相手方は、アザレア幼稚園が、社会福祉法人未来福祉会、所在地が福岡県古賀市花見南2丁目13番13号、代表者は、理事長、薄秀治。

れいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園は、社会福祉法人豊和福祉会、所在地が福岡県福岡市東区下原2丁目22番3号、代表者は、理事長、薄和哉。

提案理由として、アザレア幼稚園並びにれいんぼ一保育園及びれいんぼ一幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、運営法人が安定的な保育事業の提供ができるように備品一式を無償譲渡し、土地及び建物を貸し付けるため提案するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第67号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号を文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第68号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案第68号財産の取得についてでございます。

財産を取得することについて、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

取得する財産、イオンクラスター、除菌脱臭装置46台。

取得の方法、指名競争入札。

取得価格、932万8,000円。

契約の相手方、福岡県飯塚市川津693番地47、株式会社直方建材、代表取締役、杷野秀治。

提案理由として、新型コロナウイルス感染防止対策として、イオンクラスターを小中学校及び幼稚園等に設置することで、感染拡大のリスクを低減し、継続した保育、教育活動を実施するために提案するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託します。

日程第9. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第69号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億4,430万5,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第

1 表歳入歳出予算補正による。

第2条で債務負担行為の追加は、第2表財務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金や障害児入所給付費国庫負担金などで4,847万2,000円の増額補正。2項国庫補助金は、個人番号カード交付事務費国庫補助金や児童手当制度改正実施円滑化事業費国庫補助金で377万9,000円の増額補正。

15款1項県負担金は、障害者自立支援給付費県負担金や障害児入所給付費県負担金などで2,332万5,000円。2項県補助金は、子ども医療費県補助金や重度障害者医療費県補助金などで919万3,000円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払い収入で3,834万円の増額補正。

17款1項寄附金は、篤志寄附金で120万7,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金で1億629万7,000円を増額補正。

20款3項雑入は、全国自治協会建物災害共済金117万2,000円を増額補正しています。続いて3ページ、歳出です。

今回の補正は、まず各費目全体といたしまして、人事異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正といたしまして、2款1項総務管理費は、庁舎補修工事請負費や契約管理システム、競争参加申請受付システム共同利用負担金などで3,449万1,000円の増額補正。

3款1項社会福祉費は、国民健康保険給与費等繰出金などの減額がございますが、国民健康保険その他繰出金や重度障害者医療費、後期高齢者医療療養給付費負担金、障害者支援費自立支援給付費の増加により1億4,239万円の増額補正です。

3款2項児童福祉費は、保育所等運営費国庫負担金償還金や子ども医療費、子ども発達相談事業等により4,905万5,000円の増額補正。

4款1項保健衛生費は、住民検診事業など1,216万5,000円の増額補正。

10款2項小学校費は、小学校施設設備維持管理事業などで305万2,000円の増額補正。3項中学校費は、中学校施設設備維持管理事業で378万2,000円の増額補正です。

4ページをお願いいたします。

10款5項社会教育費は、文化財保護事業などで341万3,000円の増額補正。

11款1項農林水産施設災害復旧費は、時間外手当350万円を増額補正しています。

続いて、5ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正、1、追加で6件ございます。表の2行目、改正個人情報保護対応支

援業務委託は、令和3年度から令和4年度まで、その他5件は、4月の当初からの契約となり3月までに入札等、契約の相手方を決定する必要があるため、今回追加するものです。期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます、よって、議案第69号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第10. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,561万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億4,932万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。次の2ページをお願いいたします。歳入です。

4款1項県補助金600万円の増額補正は、歳出の保険給付費の増額に伴う普通交付金の増額によるものです。

5款1項他会計繰入金1,961万3,000円の増額補正は、給与費等繰入金の減額と普通交

付金の超過交付返還によるその他一般会計繰入金の増額によるものです。

続いて3ページ。歳出でございます。

1款1項総務管理費1,072万3,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴う人件費の減額です。

2款保険給付費1項療養諸費600万円の増額補正は、療養費の決算見込みによるものです。

3款1項医療給付費分11万4,000円の減額補正は、福岡県からの確定通知によるものです。2項後期高齢者支援金分5万円の増額補正は、同じく県からの確定通知によるものです。

4項過年度納付金分35万6,000円の増額補正は、実績による精算でございます。

8款1項償還金及び還付加算金3,004万4,000円の増額補正は、令和2年度普通交付金超過分返還によるものです。

以上です。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託します。

日程第11. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第71号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第71号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,329万5,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

3款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金29万5,000円の増額補正を行っています。

次に3ページの歳出でございます。

1款1項総務管理費29万5,000円の増額補正は、職員の課内異動に伴う人件費の増額をしております。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号を文教厚生委員会に付託します。

日程第12. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。

それでは、議案第72号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ7万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億5,993万7,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の補正、歳入です。

5款1項他会計繰入金、補正額7万4,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額40万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費、補正額33万1,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第72号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第73号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案第73号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額338万2,000円の増額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第73号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号を総務建設産業委員会に付

託します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より議会運営委員会所管事務調査を開催しますので、第1委員会室に御集合願います。

次の本会議は、12月10日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時49分散会
